★ 10月から 父子家庭への支援制度が拡大

10月から父子家庭への支援制度が拡大されました。ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当や資格取得を応援する自立支援給付金制度については、すでに母子家庭および父子家庭が対象となっていますが、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことにより、これまで修学資金など福祉資金貸付金の対象が母子（寡婦）家庭であったものが、父子家庭も対象になりました。

また、「母子自立支援員」が、「母子・父子自立支援員」に変更となり、ひとり親家庭の総合的な相談を受けています。

さらに、ひとり親家庭のつどいや相談を行っている「母子福祉センター」（福祉会館３階）の名称が、「母子・父子福祉センター」に変更となりました。

さまざまな子育て支援を実施

市では、子どもの健やかな成長のため、子育て中の保護者を対象にしたさまざまな支援を行っています。お気軽にご相談ください。

◆子育て家庭ショートステイ

「子育て家庭ショートステイ」は、保護者が病気や出産などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合、7日を限度に市が指定する児童養護施設等で預かる事業です。有料（利用者の状況により減額あり）。

●育児支援家庭訪問事業

「育児支援家庭訪問事業」は、親族等の援助が期待できず、ほかの子育て支援サービスの利用だけでは児童の適切な養育が困難、かつ、次の①・②のいずれかの家庭に対して、育児支援や簡単な家事等の援助を行う事業です。有料（所得に応じた料金設定あり）。

①育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭

②さまざまな原因で養育支援が必要である家庭

●健やか赤ちゃん訪問事業

地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が、生後2カ月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児の不安や悩みなどを聴きながら、さまざまな子育て支援サービス等の情報を提供する「健やか赤ちゃん訪問事業」を行っています。

子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、地域の中で健やかに育まれる環境を作ることを目的としています。また、特別な支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスや専門の機関につないでいます。

問合せ　児童・母子支援課
★印については（0798・35・3166）、◆印については（0798・35・3089）、●印については（0798・35・3177）

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
11月は児童虐待防止月間

虐待かなと思ったら迷わず相談を

11月は児童虐待防止月間です。

虐待とは、親または親に代わる保護者が、子どもの身体や心を傷つける行為です。

児童虐待は、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えることがあります。早期発見と早期対応が重要です。あなたの勇気が子どもを虐待から守るだけでなく、子育てに悩む保護者を救う事にもつながります。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや出産や子育てに悩んだときには、市の相談窓口や児童相談所に相談してください＝下記参照。相談者の秘密は守られます。また、匿名で連絡する事も可能です。

【相談・連絡先】

▶家庭児童相談室
☎0798・35・3089…
児童・母子支援課 内。月曜～金曜の午前9時半～午後５時半

▶児童虐待防止24時間ホットライン
（24時間対応）
☎0798・74・9119…
西宮こども家庭センター内

▶児童相談所全国共通ダイヤル
（24時間対応）
☎0570・064・000

申請がまだの人はお早めに！
臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

申請は来年1月13日まで

平成26年4月から消費税率が8％へ引き上げられたことに伴い、住民税が非課税の人や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、一定の要件を満たす対象者に「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」が給付されます。

両給付金の申請書は、対象となる可能性がある世帯に送付済みです。必要事項を記入の上、添付資料とともに返信用封筒に入れて郵送してください。申請期間は来年1月13日（必着）まで。なお、申請期限を過ぎると受付できません。早めの申請をお願いします。

税金の申告等により、新たに対象者となる人や対象になると思われる人で申請書が届いていない人、申請書を紛失した人などは右下記のコールセンターまでお問い合わせください。

給付対象者

■臨時福祉給付金

平成26年１月１日現在、西宮市に住民登録があり、26年度の住民税（市民税均等割）が非課税の人

※住民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護受給者などは対象外

■子育て世帯臨時特例給付金

平成26年１月分の児童手当（特例給付を含む）を受給しており、かつ、25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

※臨時福祉給付金の対象者や生活保護受給者は対象外

フローチャート

※あくまで一般的な場合を想定。生活保護受給者は対象外

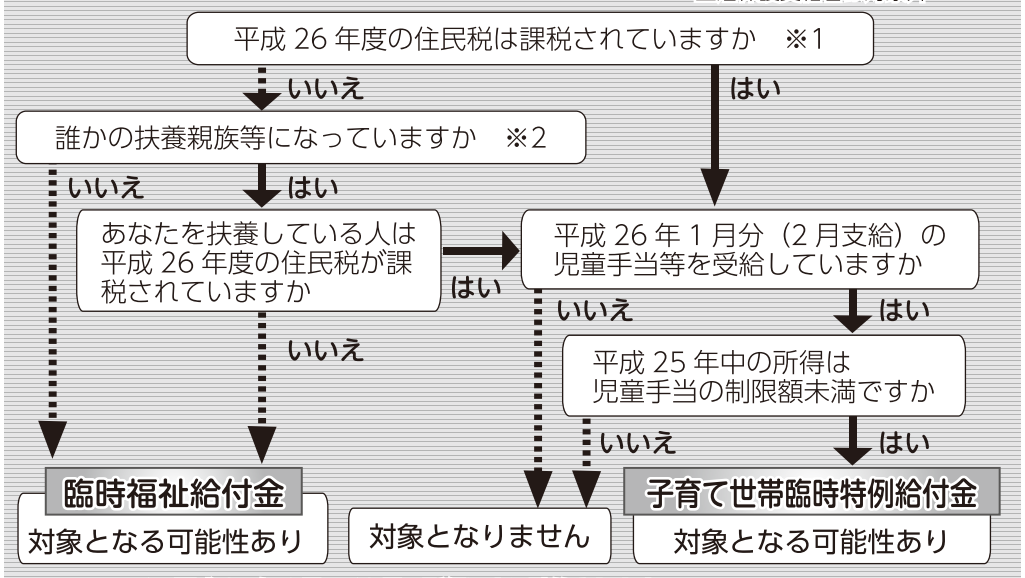

※1　平成 25 年 1 月～ 12 月の所得により計算されます
※2　扶養親族等とは、控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者を指します

給付の支給額

それぞれの給付金の支給額は次のとおりです。

臨時福祉給付金

対象者１人につき１万円。ただし次の年金・諸手当などを受給している人には、5000 円を加算。なお、複数の手当を受給していても加算される額は、１人につき一律 5000 円。

【加算対象の年金・諸手当】 老齢・障害・遺族基礎年金など▷児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当など

子育て世帯臨時特例給付金

対象児童１人につき１万円。

子育て世帯臨時特例給付金 申請する公務員の人へ

市内在住の公務員の人で、所属する官庁から「子育て世帯臨時特例給付金申請書」および「児童手当（特例給付）受給状況証明書」を交付されている人は、必要書類を添付し、申請期間内に臨時福祉給付金等担当課（〒662－8567六湛寺町10－3）へ郵送してください。

不明な点はコールセンターに問合せを

問合せ　西宮市臨時給付金コールセンター
☎050・3033・6887

《開設期間》来年１月30日まで
（土・日曜、祝日、12月27日～1月4日を除く）
《受付時間》午前８時45分～午後５時